

仕 様 書

1 業務名

避難確保計画作成対象施設抽出業務

2 業務目的

水防法や土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内に位置する地下街等地下施設（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）及び要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については、札幌市地域防災計画にその施設の名称と所在地を定め、洪水等の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という）の作成及び同計画に基づく訓練の実施等を義務付けているところである。

本業務は、最新の地下街等地下施設・要配慮者利用施設の情報と浸水想定区域・土砂災害警戒区域をもとに、避難確保計画の作成対象施設を抽出し、札幌市地域防災計画の修正資料等を作成するものである。

3 業務内容

(1) 避難確保計画の作成対象施設の抽出

委託者から提供するデータを参考に、避難確保計画の作成対象施設を抽出する。

ア 対象施設

《地下街等地下施設》

浸水想定区域内に位置する地下街等地下施設

《要配慮者利用施設》

浸水想定区域（想定浸水深 0.5m 未満の区域を除く）内または土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む）内に位置する要配慮者利用施設

イ 提供データ

- ・ 現行の避難確保計画作成対象施設一覧表（施設名称・所在地（住所）・施設分類・所管課等が記載された Excel ファイル（地下街等地下施設にあつては約 110 施設、要配慮者利用施設にあつては約 2,400 施設（いずれも廃止施設を含む））
- ・ 最新の地下街等地下施設一覧表（約 150 施設）
- ・ 最新の要配慮者利用施設一覧表（約 7,100 施設）
- ・ 建物データ（シェープファイル。ただし、属性として施設名称や所在地情報を有していないものである。）
- ・ 洪水浸水想定区域データ（シェープファイル。原則、河川別のファイルで、浸水深ランクを示す属性を有するポリゴンデータである。ただし、一部の河川では、複数河川が 1 つのファイルになっているもの、浸水深ランク別になっているもの、ポリゴンデータではなく約 5m 四方のメッシュデータで各メッシュに浸水深ランクの属性を有しているものがある。）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域データ（シェープファイル）
- ・ 雨水出水浸水想定区域データ（シェープファイル）

- ・土砂災害警戒区域データ（シェープファイル）
- (2) 避難確保計画作成対象施設一覧表の作成
避難確保計画作成対象施設の一覧表（別添1参照）を作成する。
- (3) 新旧比較表の作成
現行の避難確保計画作成対象施設一覧表と作成した避難確保計画作成対象施設一覧表を比較のうえ、新規施設や施設名称・所在地等の変更施設、廃止施設が分かる新旧の比較表を作成する。
- (4) 札幌市地域防災計画の修正資料作成
札幌市地域防災計画に掲載している「地下街等地下施設及び要配慮者利用施設一覧表」の修正版及び新旧対照表を作成する。
（参考）札幌市水防計画資料編（資料 - 9）
https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/keikaku/documents/r5suiboukeikaku_siryuu.pdf
- (5) 札幌市避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き、作成例・様式の修正案作成
本市では、地下街等地下施設の所有者・管理者に対し、避難確保計画・浸水防止計画の作成するうえでの参考となるよう「札幌市避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き」と「作成例・様式」を公開している。同手引き及び作成例・様式について、法改正や最新の国の手引き等を踏まえ、修正案の作成を行う。
（参考）札幌市避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き、作成例・様式
<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/hinankakuhosinsuibousi.html>
（参考）国土交通省 自衛水防（企業防災）について 地下空間の浸水対策
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou01.html>

4 成果品

- (1) 避難確保計画作成対象施設一覧表（Excel ファイル）
- (2) 新旧比較表（Excel ファイル）
- (3) 札幌市地域防災計画の修正資料（Word ファイル）
- (4) 札幌市避難確保計画・浸水防止計画作成の手引き（Word・PDF ファイル）
- (5) 本業務において使用・作成・編集した GIS データー式（シェープファイル等）

5 納品

成果品の納品については、委託者と事前に協議のうえ、承諾を得てから下記期日までに提出すること。納品物は CD または DVD によるものとし、その他の記憶媒体による場合は、事前に協議すること。

- ・ 4 成果品(1)、(2) : 令和5年12月中旬まで
- ・ 4 成果品(3) : 令和6年1月中旬まで
- ・ 4 成果品(4)、(5) : 業務完了日まで

6 業務期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

7 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時・中間時・納品時の計3回を想定しているが、必要に応じて適宜実施する。打合せを Web 会議とする場合は、その実施方法を双方の協議により決定する。なお、打合せの記録は受託者が行い、2 営業日以内に委託者に報告する

こと。

8 業務の履行確認

業務の完了後において、受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに成果品の修正を行わなければならない。

9 その他

(1) 本業務の履行にあたっては、本市の取組を十分に理解すること。また、本仕様書のほか、下記の関係法令等を遵守すること。

- ・水防法
- ・土砂災害防止法
- ・札幌市地域防災計画（札幌市水防計画を含む）

(2) 本業務の履行にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに順じ、下記の環境負荷の低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ゴミ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車等を使用する場合には、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品などは、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。

(3) 秘密保持義務に関する事項

受託者は業務を遂行するにあたって、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。また、本業務で知りえた情報について、個人情報であるか否かを問わず本契約の契約期間及び契約後においても第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持義務について従業員及びその他関係者への徹底を行うこと。本件業務の契約期間中は以下を遵守すること。

ア 本市の情報を目的外に使用しないこと。

イ 本市の情報を複製及び複製する場合には委託者の許可を事前に得ること。

ウ 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失および盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。

エ 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知られないようにすること。

(4) 成果品に関する権利は全て委託者に帰属するものとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項や業務内容への疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ決定すること。なお、打合せ回数の変更に伴う委託料の変更は行わない。

避難確保計画作成対象施設一覧表
地下街等地下施設

Table with 20 columns: 施設情報 (No, 施設名称, 区, 所在地, 施設分類, 所管課・所管機関), 対象災害 (洪水, 雨水出水), 洪水 (洪水予報河川・水位周知河川, 洪水予報・水位周知河川以外の1・2級河川), 雨水出水 (1000mm未満(1), 1000-3000mm以上(2), 3000mm以上(3), 4000mm以上(4), 5000mm以上(5)).

要配慮者利用施設

Table with 20 columns: 施設情報 (No, 施設名称, 区, 所在地, 施設大分類, 施設小分類, 所管課・所管機関), 対象災害 (洪水, 雨水・家屋倒壊等氾濫, 土砂災害), 洪水 (洪水予報河川・水位周知河川, 洪水予報・水位周知河川以外の1・2級河川), 雨水・家屋倒壊等氾濫, 土砂災害.

Table titled 土砂災害 (Landslide Disaster) with 5 columns (①-⑤) for disaster zones, detailing area numbers and warning zone types (Y for warning, R for restricted).